



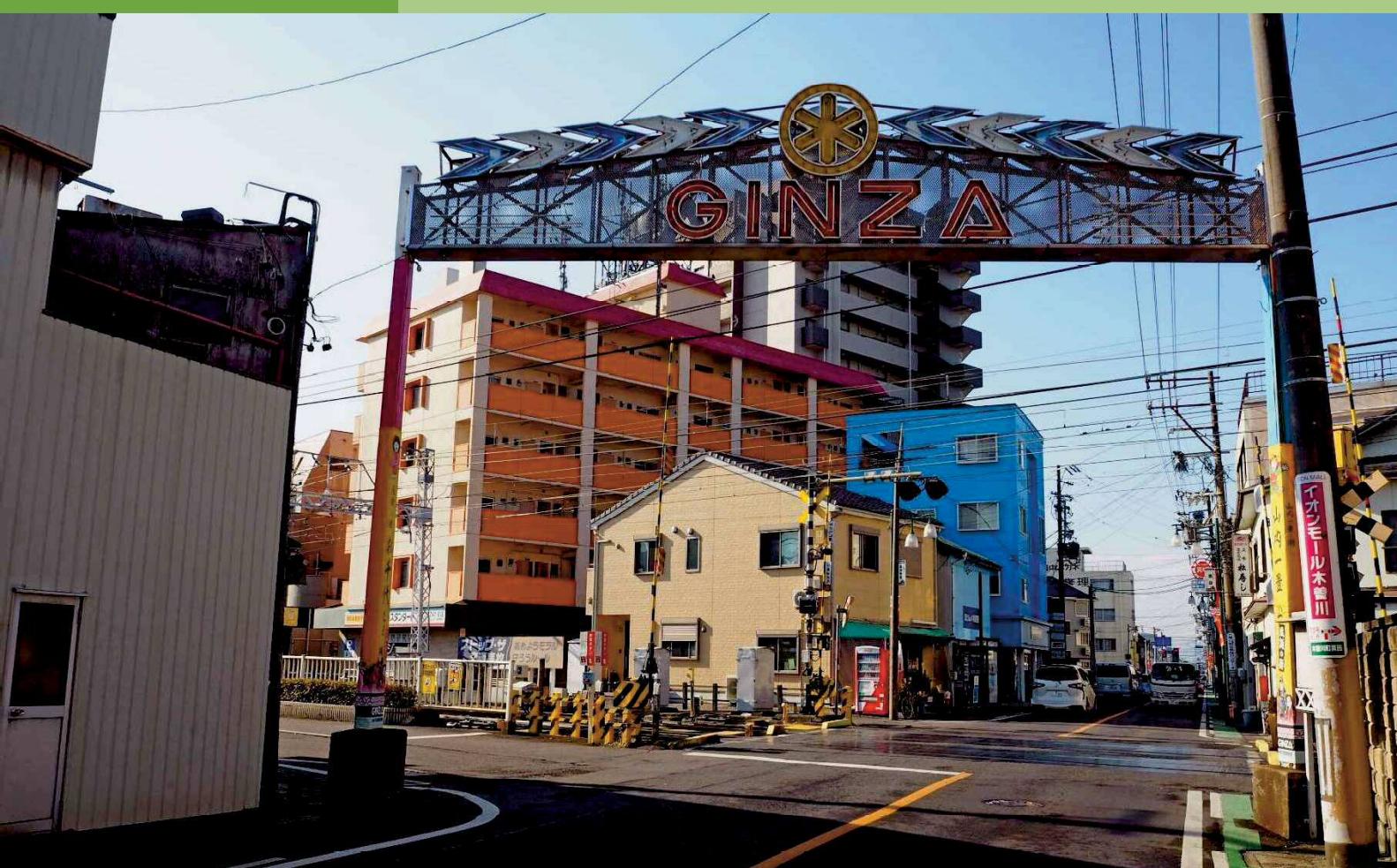
銀座通り商店街【木曽川町】
(昭和 50 年代頃撮影)



銀座通り商店街【木曽川町】
(令和 2 年撮影)

第3章 行為の制限に関する事項

1 概要	30
2 届出対象行為	31
3 景観形成基準	33



第3章 行為の制限に関する事項

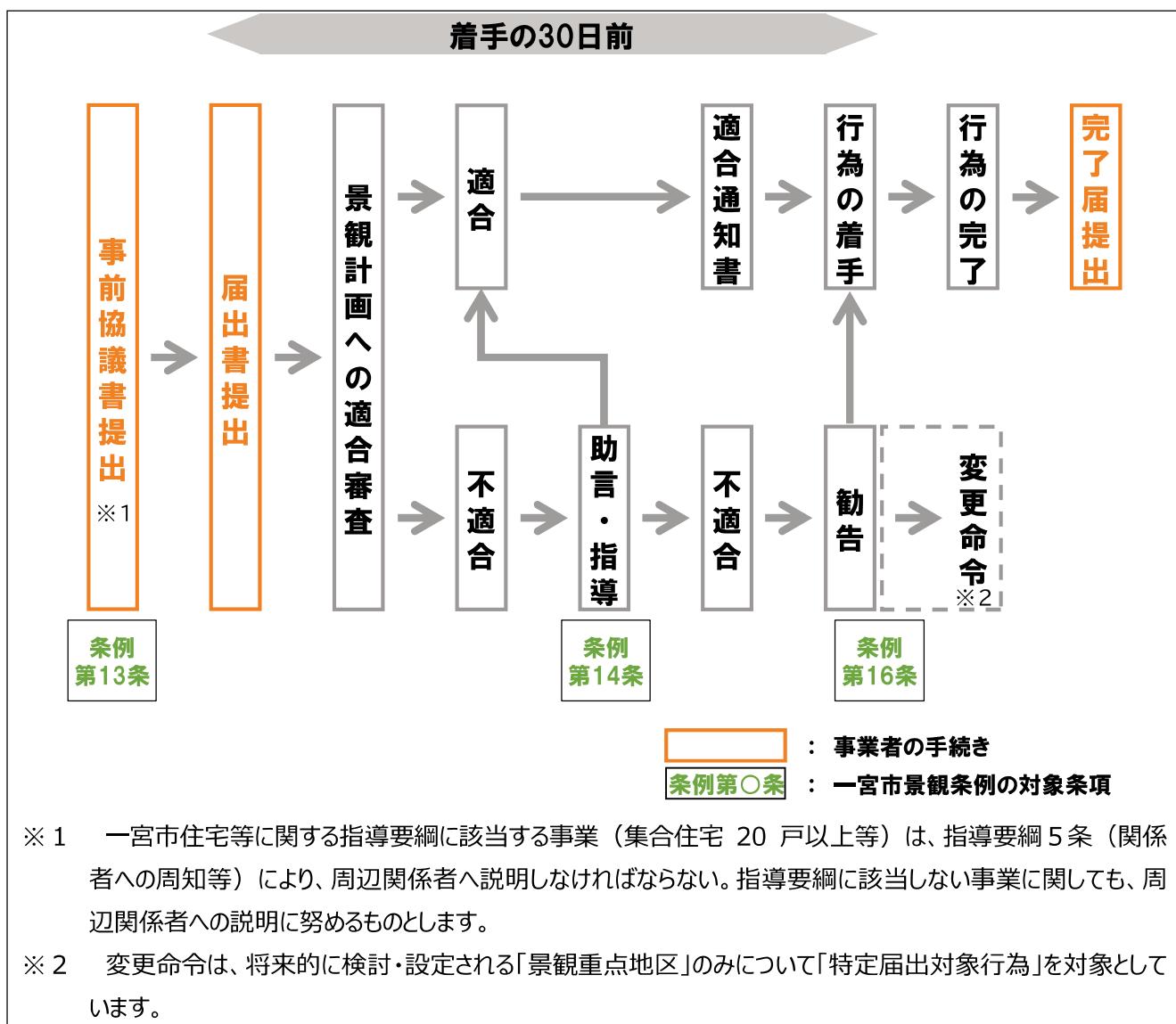
1 概要

本市特有の景観を維持保全することを基本としつつ、景観形成を推進するため、景観形成方針に基づき、建築物や工作物、開発行為等において届出が必要な行為（届出対象行為）及びそれに対する景観を形成するための基準（景観形成基準）を定めます。

特定届出対象行為（景観法第17条第1項）

特定届出対象行為とは、景観条例で定めることにより、景観形成基準のうち形態意匠の制限に適合しない場合に設計変更命令を行うことが可能になる行為です。

【景観法第16条第1項による届出フロー】



2 届出対象行為

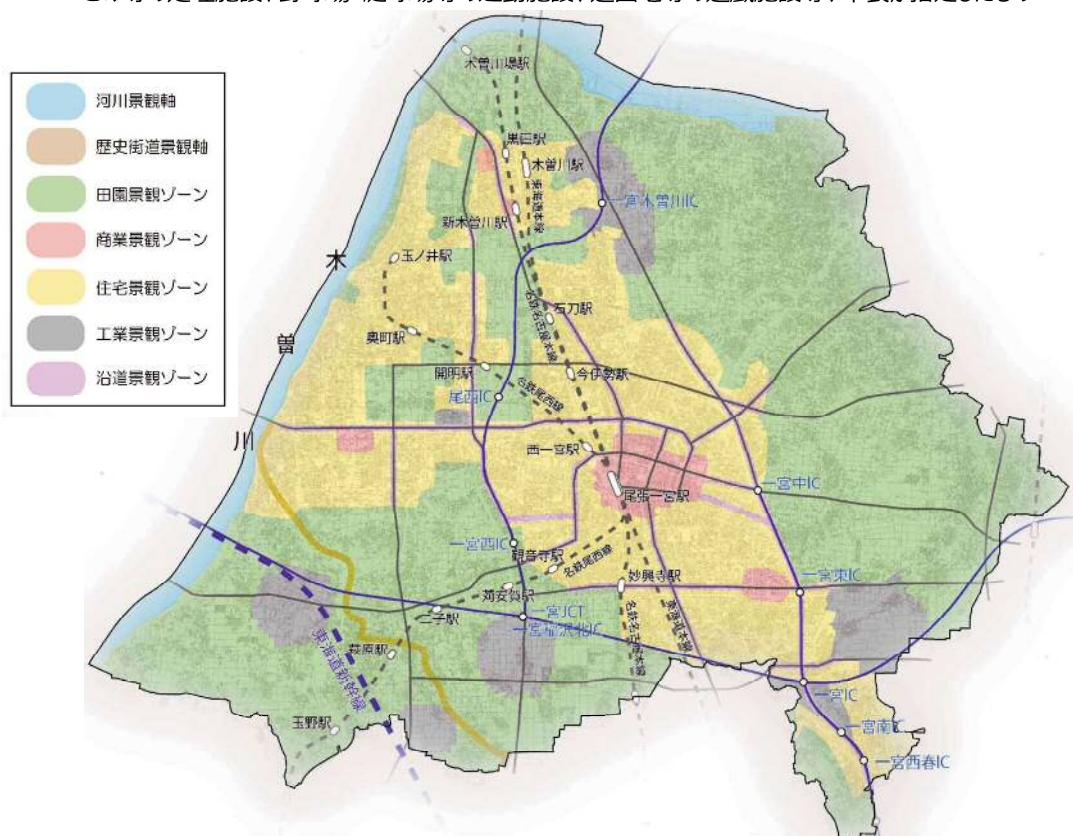
建築物と工作物の建築行為については、市全域において、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為を対象とします。市全域を対象とした届出対象行為は下表のとおりです。

市全域において、これらの行為を行う場合は、市（市長）への届出が必要です。

【届出対象行為（建築物・工作物・開発行為）】

届出対象 行為		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
建 築 物		・全て	・高さ10m超 ・建築面積 300m ² 超	・高さ10m超 ・建築面積 500m ² 超	・高さ13m超 ・建築面積1,000m ² 超		・高さ15m超 ・建築面積 1,000m ² 超	・高さ13m超 ・建築面積 1,000m ² 超
工 作 物※	建築物の新築、増築、外観を伴う修繕	・全て	・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあっては、その高さが5m超、かつ当該建築物の高さとの合計が10m超		・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあっては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超		・高さが15m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあっては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあっては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超
			・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの ・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの					
開発行為		・開発区域の面積3,000m ² 以上の開発行為						

※工作物：煙突、塔、高架水槽、橋りょう、高架道路、高架鉄道、製造施設、貯蔵施設、水道・電気等の供給施設、通信施設、ごみ等の処理施設、野球場・庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設等、市長が指定したもの



【参考】届出対象行為イメージ

届出対象行為		イメージ図(例:歴史街道景観軸)
建築物		<p>高さ 10m超 建築面積 300 m²超</p>
新築、増築、改築、外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	擁壁、その他これに類するもの	<p>高さ 5m超</p>
	橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの	<p>10m超</p>
	煙突、塔、高架水槽、その他類するもの 上記のうち、建築物と一体となって設置されるもの	<p>高さ 10m超</p>
	製造施設、貯蔵施設、水道・電気等の供給施設、通信施設、ごみ等の処理施設、その他これらに類するもの 上記のうち、建築物と一体となって設置されるもの	<p>かつ 高さ 10m超</p>

3 景観形成基準

市全域における届出対象行為に対する景観形成基準は下表のとおりです。

なお、色彩の基準については、地域の色を抽出し、色相・明度・彩度により把握した地域特性に基づき設定しています。

【景観形成基準（建築物）】

景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
配置	・河川景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。	●					
	・歴史街道景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。		●				
	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。			●	●	●	●
	・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。	●	●	●		●	
	・隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。 ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●
	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。		●	●	●	●	●
	・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。			●	●		●

「●」：該当箇所

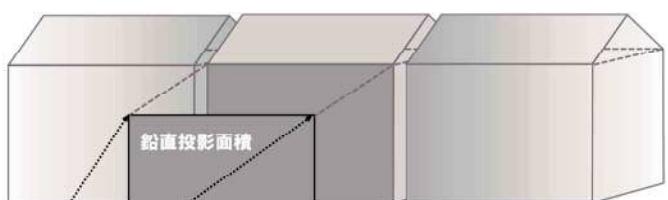
景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
形態・意匠	・堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	●					
	・歴史街道沿いの建築物は、歴史的資源や伝統的建築物と調和するデザインとする。		●				
	・田畠近傍に立地する建築物は、田園景観と調和するデザインとする。			●			
	・商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。				●		
	・マンションをはじめ大型建築物は、落ち着いたデザインとする。					●	
	・工場、倉庫系の建築物は、周辺に圧迫感を与えない落ち着いたデザインとする。					●	
	・商業系の建築物は、にぎわいと沿道の一体感を高めるデザインとする。						●
	・河川景観との調和に配慮する。	●					
	・周囲の建築物や歴史街道との調和に配慮する。		●				
	・周囲の建築物やまちなみ及び田園景観との調和に配慮する。			●			
	・周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。			●	●	●	●
	・建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間を創出する。				●		

「●」：該当箇所

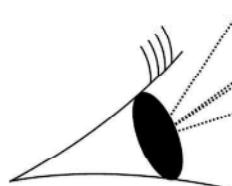
景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
色彩	・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする。	●	●	●	●	●	●	●
	・派手な色は用いない。色彩は色彩基準※1を超えないものとする。 ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または鉛直投影面積※2の100分の10以下の範囲で、外観のアクセント色（アクセントカラーの例は※3を参照）として着色される部分の色彩においては、この限りではない。		●	●	●	●	●	●
素材	・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる（自然素材は除く）。	●	●	●	●	●	●	●

※1：色彩基準については、マンセル表色系に基づき別途設定しております。（P38 参照）

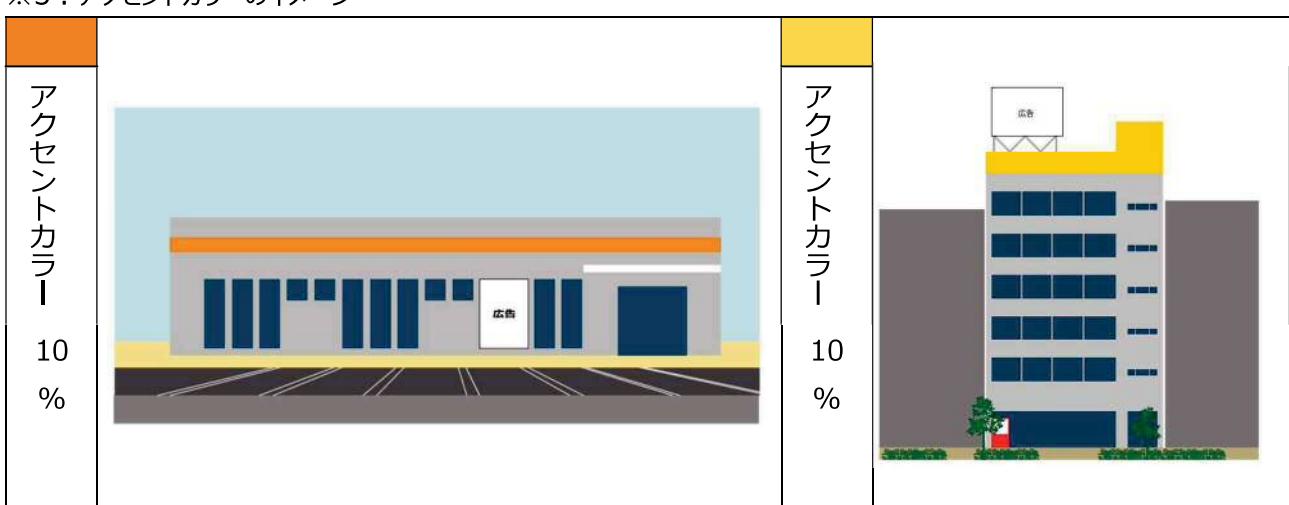
「●」：該当箇所



※2：鉛直投影面積のイメージ



※3：アクセントカラーのイメージ



景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
付属設備	・空調室外機等の建築設備は、河川敷、堤防道路等から見えない位置に設ける。	●						
	・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。		●	●	●	●	●	●
	・建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しない。	●	●	●	●	●	●	●
外構・緑化	・屋上に設置する場合は、河川敷及び堤防道路から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。	●						
	・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。		●	●	●	●	●	●
維持・管理	・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●	●
	・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。			●	●	●	●	●
	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。						●	

「●」：該当箇所

【景観形成基準（工作物）】

行為制限項目	景観形成基準
配置	・周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。
形態・意匠	・歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。
色彩	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。
素材	・周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。
付属設備	・周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。

※ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(一宮市景観審議会の意見を聴いて)市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない

【景観形成基準（開発行為）】

行為制限項目	景観形成基準
立地する場所の景観特性への配慮	・敷地内及び周辺の良好な樹林や河川、水辺などを生かすよう配慮する。
土地の形質の変更	・開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲と調和させる。
大規模開発における良好なまちなみ・景観の誘導	・既存の樹林地はできる限り保全・活用する。

市役所本庁舎より南東のパノラマ写真



色彩基準のカラーチャート（市全域）

色彩基準は、J I S（日本工業規格）Z8721「色の表現方法—三属性による表示」に採用されている「マンセル表色系」※に基づき設定します。

※マンセル表色系

色彩は、白や黒といった無彩色と、赤や青といった有彩色に分けられます。有彩色は、いくつかの色みに分けることができ、これを「色相」といいます。また、無彩色も有彩色も明るさの違いがあり、これを「明度」といいます。さらに、有彩色では、あざやかさの違いがあり、これを「彩度」といいます。

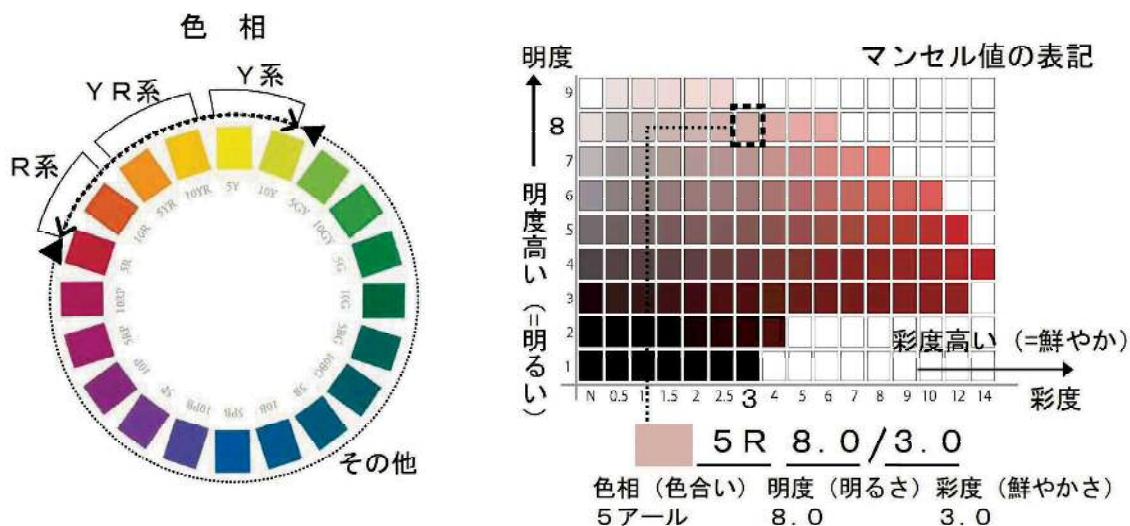
マンセル表色系は、アメリカの画家である A.H.マンセルが創案したカラーシステムで、マンセル値は、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性を組み合わせて数値で表記します。

●色彩の景観形成基準

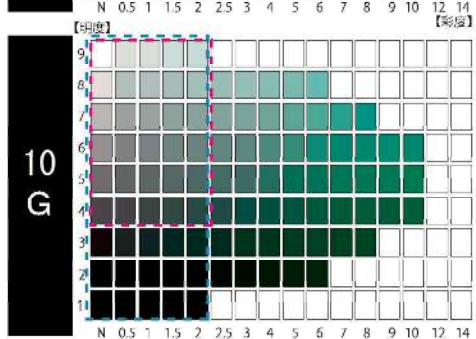
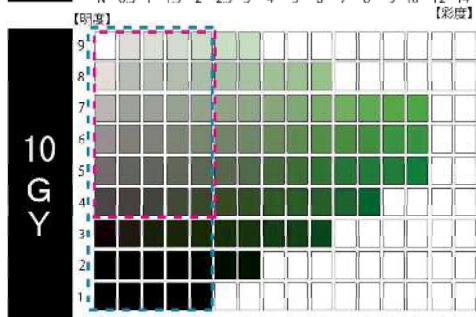
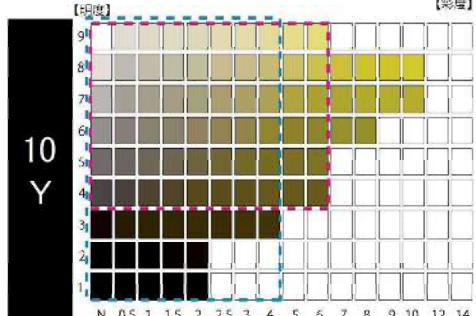
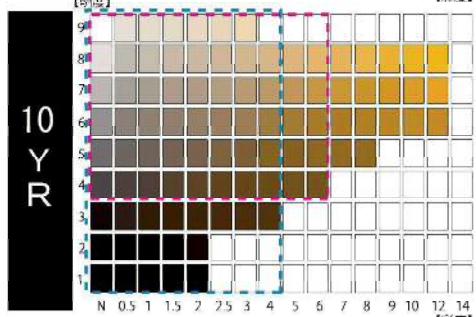
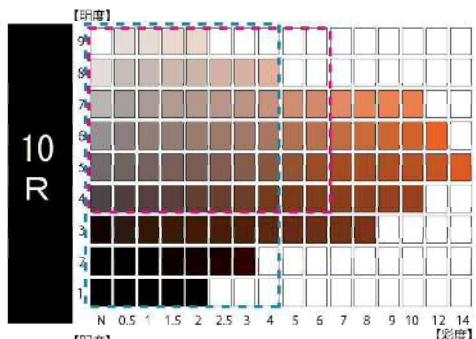
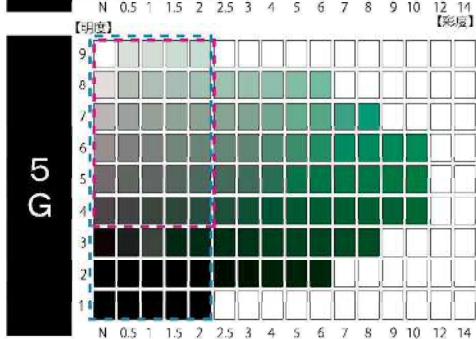
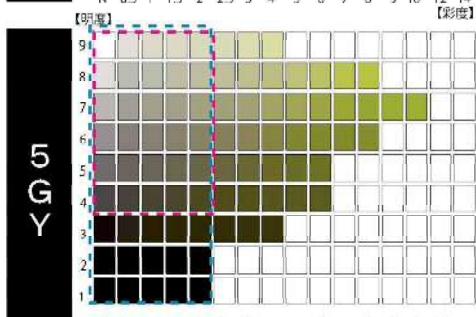
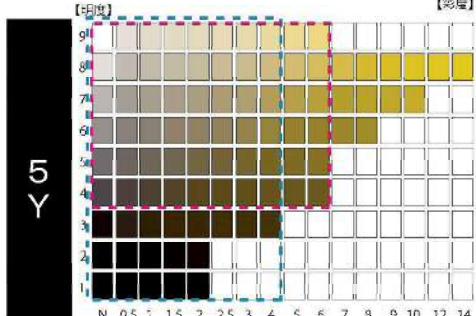
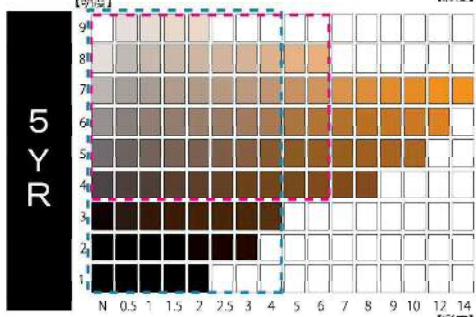
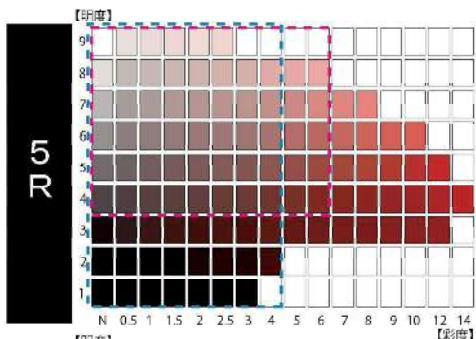
本市では、景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為について、色彩の制限を以下のように設定します。なお、歴史街道景観軸とその他の市全域とで基準値を区分します。その理由として、歴史街道景観軸については、地域に相応しい歴史的建築物の多くが低明度であるため、明度の下限値を設けないこととする一方、その他の市全域では、まちなみが暗くならないよう、明度の下限値を設定しました。

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R～Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R～Y	4以上	6以下
	その他		2以下

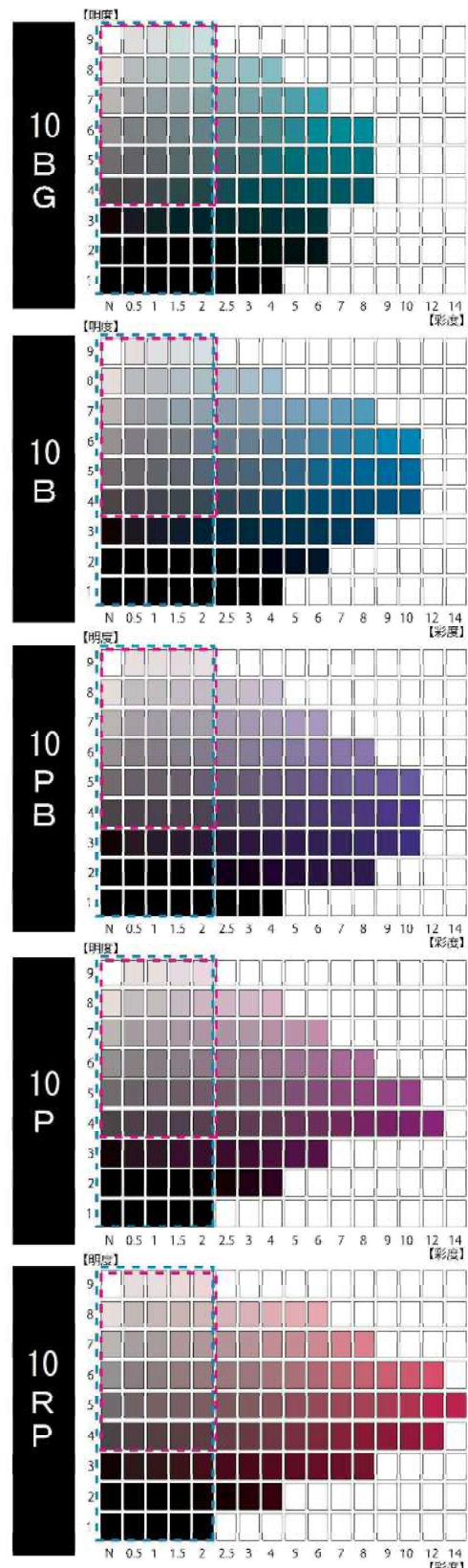
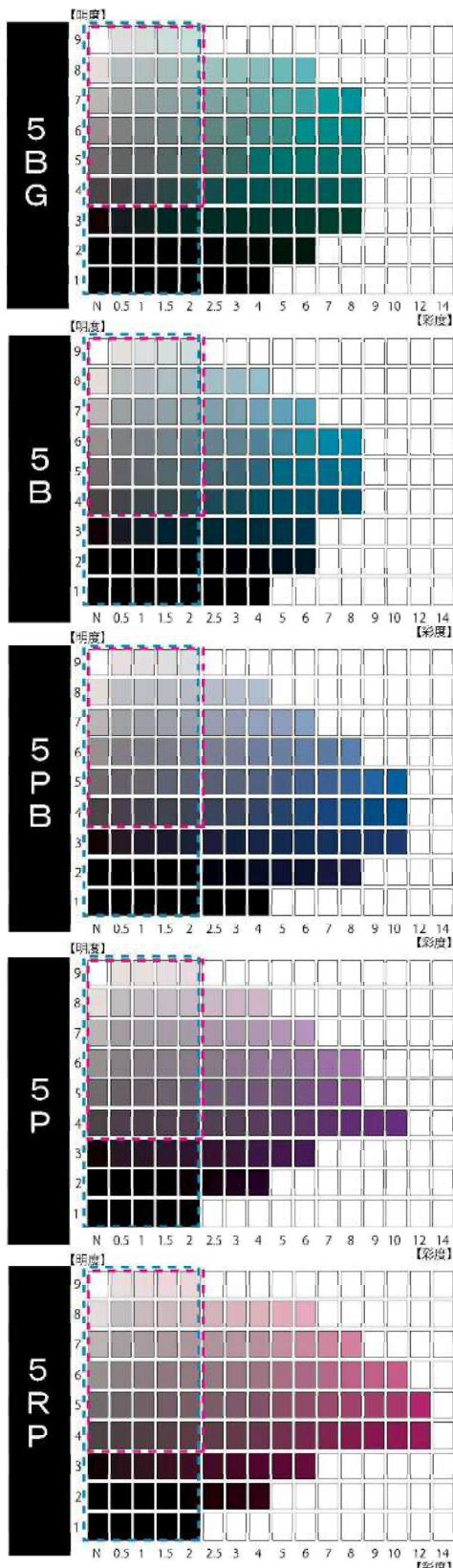
※注) 下記の色は印刷のため、実際のマンセル値と異なります。



【参考】色彩基準のカラーチャート（市全域） <色彩基準> 歴史街道景観軸 その他の市全域



<色彩基準>  歴史街道景観軸  その他の市全域



資料：「マンセル表色系」日本工業規格 J I S Z 8721